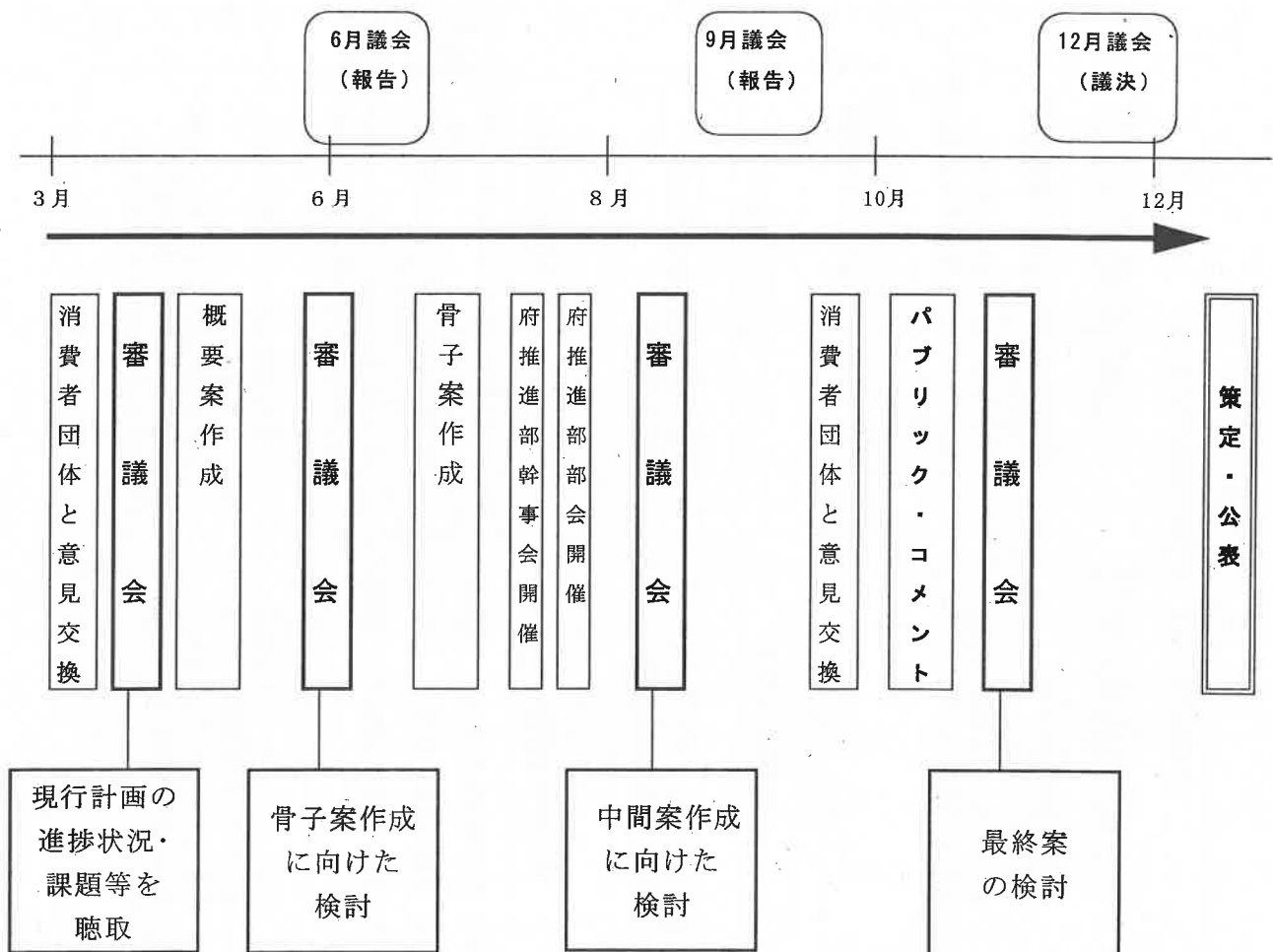


第5次京都府食の安心・安全行動計画（平成31年度～33年度）の策定について（案）

1 策定の根拠等

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・ 当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・ 現在の行動計画（第4次・平成28年度～30年度）は平成30年度までの計画のため、次期計画を、平成30年度中に策定

2 策定スケジュール



（参考）京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

（食の安心・安全行動計画）

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

京都府食の安心・安全行動計画の推移

第1次計画(19~21)

- ＜生産現場で＞
 - ・ 半年前の卵の出荷
 - ・ 大手乳業での食中毒
 - ・ BSEが国内で発生
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザが府内で発生
- ＜表示についても＞
 - ・ 大手企業の食品偽装

- ・ 食品表示偽装が多発(中国産→国産)
- ・ 輸入食品に係る事件の続発
- ・ 食に関する情報の不足

- ・ 原発事故に伴う食品の放射性物質への不安
- ・ 牛肉等生食に伴う食中毒事件
- ・ 輸入食品の事件発生や食品添加物の問題
- ・ 情報の氾濫と信頼できる情報不足
- ・ ウナギ、米などにおける産地偽装

- ・ 食品表示法の施行
- ・ 食の安全に関する情報が氾濫
- ・ 和食のユネスコ無形文化遺産登録
- ・ 食品の産地偽装や飲食店等メニュー偽装
- ・ 国におけるHACCP等の導入推進

食をとりまく時代背景

重点事項

●生産基盤の改善が急務(最優先して対応)

●「食」にかかる正しい情報を国内外に発信

- 消費者の目線に立って推進
- ① 安心・安全の基盤づくり
 - ② 安心・安全の担保
 - ③ 信頼づくり

- 府民参画と協働により推進
- ① 相互理解と府民参画(新規)
 - ② 監視・指導の強化(充実)
 - ③ 安心・安全の基盤づくり(継続)

- 情報共有化と府民参画で推進
- ① 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化(新規)
 - ② 食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画(充実)
 - ③ 監視・指導・検査の強化(充実)
 - ④ 安心・安全の基盤づくり(充実)

- 安心・安全対策の強化と情報発信
- ① 食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画(充実)
 - ② 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実(新規)
 - ③ 監視・指導・検査の強化(充実)
 - ④ 安心・安全の基盤づくり(充実)

- 具体的な取組
- ・ きょうと信頼食品登録制度
 - ・ 鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム
 - ・ 食品収去検査の実施
 - ・ 適正な食品表示に向けた取組

- ・ リスクコミュニケーションの育成
- ・ 食の安心・安全協働サポーター
 - ・ 食品収去検査の充実強化
 - ・ 適正な食品表示に向けた取組強化

- ・ 安心確保のための放射性物質等検査
- ・ 多様な広報媒体を活用し、府民目線で効果的に情報提供
 - ・ 食品表示相談窓口等の充実

- ・ 食品表示法の施行等の新たな動きに対し、府民・事業者への啓発
- ・ 多様な広報媒体を活用し、府民の関心に応える効果的な情報提供
 - ・ 京都ならではの食の情報を国内外に発信

1 第1次行動計画（平成19年度～21年度）

1 計画策定時の食を取り巻く情勢

外食等の増加や、多様な加工食品が販売されるなどにより、便利な食生活を享受することが可能となりましたが、原材料を含め、輸入食品が増えてきていることなどもあり、食品に関するリスクは多様化しています。

そして、指定外添加物が使用された食品、農薬の残留基準値を超えている輸入野菜、摂取すれば健康被害が生じるおそれのある、いわゆる「健康食品」が流通したり、食品表示の偽装問題が発生したりして、食への不信や不安を招いています。

さらに、食品にかかわる問題が発生したときに、食品関連事業者による正確な情報の提供が十分でないことが、健康被害を拡大させる要因ともなっています。

一方、行政や食品関連事業者が行う安全性向上のための取組など食の安心・安全に関する情報の提供も十分ではなく、食品の安全性に対する消費者の理解も十分とは言えませんし、府の食の安心・安全の施策検討における府民参画も十分には進んでいません。

2 計画策定時の課題

- (1) 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することにより、食品の安全性を高水準で確保することが必要です。
- (2) 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保に関する取組が、府民に見えるよう、情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫が必要です。
- (3) 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐことが必要です。
- (4) 行政から食の安心・安全に関する情報を積極的に提供し、府民参画を促進することが必要です。

また、消費者と食品関連事業者との交流促進、学習機会の提供等により、消費者においても自らの理解を深めることが必要です。

2 第2次行動計画（平成22年度～24年度）

1 計画策定時の食を取り巻く現状

(1) 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地を適正に表示している店舗の割合はやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、うなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント。うち、京都府内は7件）の指示が行われました。

(2) 輸入食品に係る事件の続発と消費者庁の設置

中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生しています。

こうした中、中国産冷凍ぎょうざ事件で関係機関の連絡が適切に行われなかった問題を一つのきっかけとして、食品の安全や表示など消費者の安心・安全に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的な集約・分析機能と消費者行政の司令塔機能を持つ消費者庁が設置されました。

(3) 食の安心・安全に関する情報の不足

内閣府が平成20年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品について原料原産地表示がない場合、国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側に食品表示の仕組みが十分伝わっていないことがうかがえます。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成20年6月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者の間でお互いのギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、食に関する情報を十分に理解し、活用することができていない状況といえます。

(4) 食への不安の高まり

京都府が開催した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成18年度と平成20年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は52パーセントから41パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は10パーセントから4パーセントへそれぞれ減少しており、食への安心感を高めることができていません。

また、府内産食品と輸入食品を比較すると府内産食品を安心であると感じる府民の方が多いものの、日本の食料自給率は41パーセント、京都府の食料自給率は13パーセントであり、府民の食生活は府内産食品だけでは成り立たない状況にあります。

2 計画策定時の課題

(1) 安心の前提となる安全確保の充実

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品関連事業者による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法律による監視、指導等行政の一層の取組を進める必要があります。

(2) 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実

安心・安全の担保についての食品関連事業者による取組み、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などについて、府民への十分な情報提供ができていません。

例えば、平成20年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品1,774点（うち輸入食品135点）を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は発見されませんでした。このような結果をいかに広くお知らせするかが課題となっています。

(3) 情報共有や相互理解の促進

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、関係団体、行政等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。

(4) 府民の主体的な行動への支援

消費者と食品関連事業者、関係団体、行政等が協働して様々な取組を行うことが大切です。府民との食に関する情報共有や相互理解を一層進めることにより、府民が様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが求められています。

3 第3次行動計画（平成25年度～27年度）

1 計画策定時の食を取り巻く現状

(1) 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

(課題)

基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの17都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

(2) 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞(インターネットのニュースサイトを含む)が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が取捨選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、高齢化の進展と子どもとの同居世帯の減少などにより高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

(課題)

食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

(3) 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生
平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性
大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しまし
た。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相
次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格
化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS
法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラ
ミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・
安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、
消費者の輸入食品に対する不安があります。

(課題)

食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応
じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、
食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法令による行政
の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理や
コンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高い
レベルの安全確保を目指す必要があります。

4 第4次行動計画（平成28年度～30年度）

1 計画策定時の食を取り巻く現状

（1）食品表示法の施行等

旧JAS法、旧食品衛生法、旧健康増進法の食品表示に関わる基準が、平成27年4月に『食品表示法』として統一されるとともに、新たに機能性表示食品制度がスタートした。

平成27年10月のTPP大筋合意により、食の安全基準への関心が高まっている。

（2）食の安全に関する情報の氾濫

スマートフォン等ICT機器やインターネット上のSNSの発達・普及により、食の安全に関する情報が氾濫しており、消費者の信頼できる情報の選択がますます困難になっている。

（3）和食のユネスコ無形文化遺産登録

京都で生まれた懐石料理から発したといわれる一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルと「食」に関する「習わし」が、「和食；日本人の伝統的な食文化」として、平成25年12月に、ユネスコ無形文化遺産に登録され、世界で急速に和食が普及

（4）食品の産地偽装や飲食店等におけるメニュー偽装等の発生

平成25年後半からの各地で発覚した飲食店等におけるメニュー偽装に加え、食品の産地偽装等の不適正表示や輸入食品に係る不適正な事案等が相次いで発生

（5）国におけるHACCP等の導入推進

平成26年5月に、国は食品衛生法の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に係る指針」でHACCPシステムの普及を図るとともに、食材の生産段階においても農業生産工程管理（GAP）の普及を進めている。

2 第3次行動計画までの成果と課題等

〈成果〉

- ・食品中の放射性物質に対する不安は、流通食品や府内産農林水産物の検査、リスクコミュニケーションにより、落ち着いてきている。
- ・食品関連事業者等の取組により、府内産農林水産物や加工食品に対する消費者の安心感は向上

〈課題等〉

- 新たな課題
 - ・和食の無形文化遺産登録による食への関心の高まり、外国人観光客の増加、「食」のグローバル化の進展、農林水産物や食品の輸出気運の高まり等への対応
 - ・食品の産地偽装や飲食店等におけるメニュー偽装や食品表示法施行を受けた対応

- 強化すべき対策
 - ・健康志向の高まりへ対応し、機能性表示食品、健康食品等に関する指導、監視強化と正しい知識の普及
 - ・情報氾濫、信頼できる情報の取捨選択の困難さが増大する中で、府民が主体的に食生活を営めるよう、新たな ICT 技術を活用した分かりやすい情報の提供

◆ 論 点 1

「現在の食を取り巻く状況」として、以下の他に取り上げるべき事項はないか。

現在の食を取り巻く状況について

1 国際化の加速

- 貿易自由化(TPP11、日欧EPA)
 - 〈輸出〉GAP・HACCP認証、地理的表示（知財保護）
 - 〈輸入〉輸入食品の安全確保
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催
 - ・食料調達基準（HACCP、GAP、食品ロス削減、エシカル消費、水産資源管理、作業者の安全確保、アニマルウェルフェア）
 - ・訪日消費の拡大（ハラール（イスラム教食規定）、コーシャ（ユダヤ教食規定）、ベジタリアン等）
- 法律等改正の動き
 - ・食品表示に関する改正（遺伝子組換え、課徴金制度等）
 - ・農薬取締法（登録時安全保証制度充実、農薬再評価制度導入等）

2 食の信頼感の更なる向上

- 食中毒の発生や食品への異物の混入
 - ・フードディフェンス、食品テロ対応
- 原子力発電所再稼働に対する備え
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の発達により、情報の拡散度の飛躍的な高まり
- 一方、氾濫する情報に惑わされない正確な情報発信
- ホームページ等による放射性物質検査等、各種検査結果公表等

3 少子高齢化の加速

- 健康長寿（高齢期の健康づくり）のニーズの高まり
- 食文化伝承の必要性
- 孤食の増加（栄養バランスの偏り、多種少量食品のニーズ）
- 高付加価値品の生産・製造（機能的食品、地理的表示）

論 点 2

「現在の食を取り巻く状況」を受けて、府としてどのような取り組みが必要か。

現行の柱

- 1 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大
【伝え共に考える】

- 2 京都ならではのきめ細やかなサポートの充実【もてなす】

- 3 監視・指導・検査の強化【目を光らせる】

- 4 安心・安全の基盤づくり【支える】